



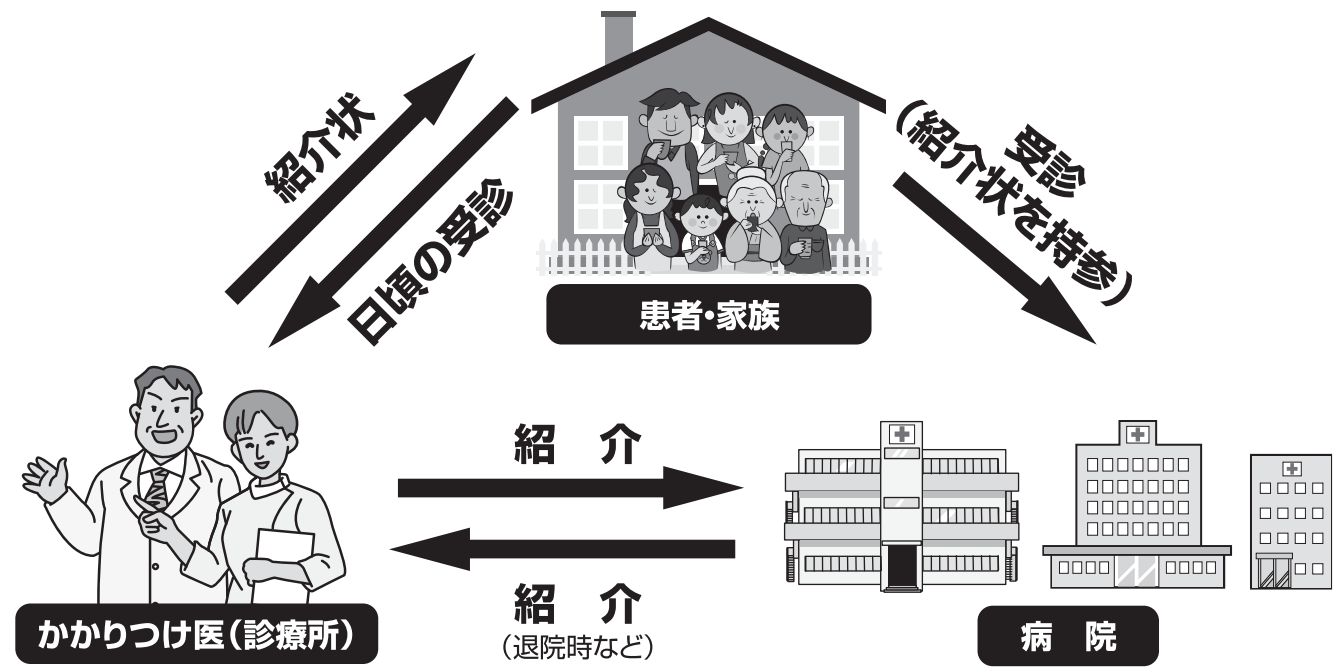
# 「かかりつけ医」を持ちましょう!

法律（医療法）の改正で、医療機関の利用に関するルールが変わりました。

- ◆患者さんには、病気やケガの状態に応じて、適切に医療機関を選択することが求められるようになりました。
- ◆医療機関は、どんな患者さんを主に受け入れるか、その役割が分かれています。

例えば…

- 急性期機能を持つ病院 「救急車などで来られた重症患者の治療を集中して行います」
- 回復期のリハビリテーション機能を持つ病院 「リハビリを必要とする患者を主に受け入れます」
- 長期療養機能を持つ病院 「長期にわたり療養が必要な患者を多く受け入れます」 など



…でも、どうやって選んだらいいの??  
そんな時は…  
「かかりつけ医」に相談!!

- 「かかりつけ医」は…
- ◆日常の診察のほか、健康相談や生活指導などを通して、常に健康状態を把握しています。
  - ◆入院や専門的な検査などが必要になったとき、状態に合った病院を紹介してもらえます。

休日に病気になったら、かかりつけ医に相談するか、休日診療所を利用しましょう。

休日診療所	電話番号
休日救急診療室（松江記念病院内）	0852-27-8111
松江市立病院小児科時間外診療	0852-60-8000（代表）
松江市立休日歯科応急診療所	0852-27-7101
出雲休日・夜間診療所	0853-22-5543
浜田市休日応急診療所	0855-22-2612（代表）
益田市立休日応急診療所	0856-31-4199

**在宅当番医制**  
上記の休日診療所のほかに、郡・市医師会単位で、各診療所又は病院が当番制で休日診療を行っています。  
当番表など詳しい情報は、島根県ホームページに掲載しています。  
(掲載場所:トップ>くらし>健康・医療>医療>病院診療所情報>休日の診療情報)

「子どもが急に発熱した」「すぐに病院に連れて行った方がいいのかわからない」そんなときは…  
**小児救急「#8000」へ!**  
電話相談

短縮電話番号（#8000）をプッシュすると、相談事業者の窓口へ転送され、小児科医師、看護師、保健師から症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスが受けられます。

- 平日: 19:00～23:00
- 土日祝日: 9:00～23:00  
(12月29日～1月3日を含む)

※東京都までの通話料がかかります。(相談料は無料)  
※つながらない場合は、03(3478)1060におかけください。  
※電話相談は助言を行うものであり、診断や治療を行うものではありません。

島根県 #8000